

平成19年小樽市議会第3回定例会

市長提案説明

ただ今上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号から議案第4号の平成19年度各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、一般会計では、障害者自立支援法にかかる緊急的な経過措置としての所要の経費を計上するとともに、朝里会館など3町内会館の補修に係る助成金のほか、小樽杉の子幼稚園の園舎改築に係る補助金を計上いたしました。

また、インターネットを活用した地域の特産品等の販路拡大事業に対する地域産業支援モデル事業費補助金を計上したほか、先の平成19年第1回臨時会で議決をいただきました前年度繰上充用金を平成18年度の決算の確定に伴い、減額いたしました。

以上に対する財源といたしましては、それぞれ歳出に対応する道支出金、寄付金、諸収入及び市債を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、107万7,000円の増となり、財政規模は573億3,554万9,000円となりました。

これにより、平成19年度予算において形式計上した諸収入の額は、2,554万7,000円の減となり、13億5,708万3,000円となりました。

次に、特別会計では、国民健康保険事業、老人保健事業及び介護保険事業において、平成18年度の超過交付金の精算等に係る所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第5号から議案第21号までの平成18年度各会計決算認定について説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額609億6,304万405円に対し、歳出総額は621億4,704万9,981円となり、実質収支は11億8,400万9,576円の赤字となり、平成19年度の歳入を繰り上げて充用し、決算

を了したところであります。また、前年度の実質収支を考慮した単年度収支及び実質単年度収支は2億2,470万3,843円の黒字となりました。

平成18年度の決算の特徴を平成17年度と比較して説明いたしますと、歳入につきましては、市税が1.4パーセントの減となりました。主な内訳としましては、市民税が7.7パーセントの増となりましたが、固定資産税が6.8パーセント、都市計画税が7.8パーセントそれぞれ減となりました。

地方交付税につきましては、普通交付税が1.5パーセント、特別交付税が1.4パーセントそれぞれ減となり、総額で2.3パーセントの減となりました。

そのほか、地方譲与税につきましては、国から地方への税源移譲の暫定措置である所得譲与税の増などにより48.0パーセントの増、繰入金につきましては17.0パーセントの増となりましたが、財産収入につきましては前年度に比べて不動産売払収入が減ったことなどにより51.5パーセントの減、諸収入につきましては7.3パーセントの減となりました。

一方、歳出につきましては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、公債費が1.7パーセントの減となりましたが、人件費は退職手当の増により0.1パーセント、扶助費も0.9パーセントの増となり、歳出総額に占める義務的経費の割合は52.9パーセントで前年度より1.2ポイント増になりました。

そのほか、補助費等は北しりべし廃棄物処理広域連合への負担金の増などにより、また、普通建設事業費は道道小樽定山渓線等の街路事業費の増などにより、それぞれ増となりました。

次に、主な財政指標につきましては、まず、財政力指数は3カ年平均で前年度と比較して0.007ポイント上昇し0.471となり、減税補てん債及び臨時財政対策債考慮後の経常収支比率につきましては、前年度と比較して2.5ポイント悪化し、101.6パーセントとなりました。また、起債制限の指標となる「実質公債費比率」は、3カ年平均で1.0ポイント増の20.2パーセントとなりました。

また、特定目的基金などの基金残高は約18億2,288万円、後年度の負担

となる市債残高は一般会計で約608億7,630万円となりました。

このように、平成18年度は、前年度の赤字額約14億871万円を引き継ぐ中で、市税や地方交付税の減少の影響が大きく、徹底した経費の節減と事務の効率化に取り組んだほか、遊休資産の売却や退職手当債の導入などを行い、累積赤字額の圧縮に努めたところであります。最終的に3年連続の赤字決算となつたところであります。

財政健全化への道は依然として大変厳しいものがありますが、今後の財政運営に当たりましても、予算執行での経費の節減に努めるとともに、本年3月に策定した「財政健全化計画」を何としても達成するよう、引き続き全庁をあげて強力に取り組んでいかなければならぬと考えております。

次に、平成18年度において実施した主な事業について、「21世紀プラン」における施策の大綱に沿って説明申し上げます。

まず、教育文化に係る「はぐくみ 文化・創造プラン」といたしましては、本年7月にオープンした総合博物館の整備や重要文化財旧手宮鉄道施設の保存修理事業を進めてまいりました。また、平成18年1月に策定した小樽市立学校教育推進計画「あおばとプラン」に基づき、中学校1年生を対象とした学習到達度調査を実施いたしました。

市民福祉に係る「ふれあい 福祉・安心プラン」といたしましては、子育て支援として、保育時間を午後7時までとする「延長保育」を4月から新光保育園でも実施し、また、市民参加型のまちづくりを目指す福祉コミュニティ都市推進事業では、「杜のつどい」が行う認知症予防教室や子育て支援事業などに対して支援を行いました。

さらに、障害福祉保健関係では、障害者自立支援法の施行に伴い、介護給付や就労のための訓練等給付事業を実施したほか、地域生活支援事業として相談支援、コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援などのサービスを実施いたしました。

また、介護保険事業においては、予防重視型システムへの転換を始めとする大

幅な法改正に伴い、要支援・要介護状態になることを予防するとともに、地域における高齢者の生活を包括的・継続的に支援することを目的とする「地域支援事業」などを実施いたしました。

生活環境に係る「うるおい 生活・快適プラン」といたしましては、ごみのポイ捨て防止の取組として、市民ボランティアである「街をきれいにし隊」を結成し、各種団体や学校などとの協働による街頭での啓発・清掃活動などを実施いたしました。

また、17年度に策定した「小樽公園再整備基本計画」に基づき、小樽公園の再整備に向けた地形測量や実施設計などを行いました。

産業振興に係る「ゆたかさ 産業・活力プラン」といたしましては、中心商店街のにぎわいづくりを目的として、サンモール一番街などの中心3商店街が連携して行う集客イベント事業に対して助成を行ったほか、小樽の魅力や観光情報等を様々な機会を通じて効果的に紹介・宣伝してもらうため、小樽の出身者やゆかりのある人たちを「小樽ふれあい観光大使」に任命する制度の設立や運営に対する支援を行いました。

また、企業立地の促進に関しては、従来の制度を見直し、他都市との優遇制度の格差を解消して一層の企業立地を促進するため、新たに「小樽市企業立地促進条例」を制定し、助成内容の充実を図りました。

都市基盤に係る「にぎわい 都市・形成プラン」といたしましては、昨年度に引き続き、港湾整備で、北防波堤の改良工事などを実施いたしました。

そのほか、総合体育館などの「公の施設」の民間への管理委託につきましては、管理経費の節減とともに住民サービスの向上を図ることを目指して、積極的に指定管理者制度の導入を進めました。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

一般会計の歳入につきましては、市税が約3億8,455万円、道支出金が約1億6,954万円、諸収入が約24億585万円それぞれ減収となり、歳入総額では、約30億9,868万円の減収となりました。

歳出につきましては、約18億1,340万円の不用額を生じましたが、この主なものといたしましては、商工費が中小企業等への貸付金の減などにより約5億6,042万円、民生費が介護保険事業会計繰出金の減などにより約4億6,765万円、土木費が除雪費の減などにより約3億3,933万円の減となりました。

次に、特別会計について説明申し上げます。

まず、港湾整備事業につきましては、歳入・歳出総額ともに、7億1,063万9,206円となりました。平成18年度には平成17年度に着手した第2号・第3号ふ頭の給水施設整備及び第2号ふ頭荷捌き地整備事業が完了しました。

青果物卸売市場事業につきましては、歳入・歳出総額ともに、5,877万3,957円となりました。なお、平成17年度に比較して、取扱量は4.2パーセント増の1万7,763トン、取扱額は12.3パーセント増の約38億498万円となりました。

水産物卸売市場事業につきましては、歳入・歳出総額ともに、4,025万4,96円となりました。なお、平成17年度に比較して、取扱量は0.5パーセント減の5万1,773トン、取扱額は6.2パーセント増の約41億7,563万円となりました。

国民健康保険事業につきましては、平成17年度末における実質累積収支不足額約28億386万円を抱える大変厳しい財政状況の下、保険料収納率向上対策や医療費適正化対策、各種保健事業の推進に努めました。収支の状況は、歳入で特別調整交付金2億7,900万円の交付があり、歳出では前年度繰越金の一部を一般会計からの借入金の繰上償還に充てたことなどにより、収支の改善が図られました。決算規模は歳入総額201億9,681万2,974円、歳出総額219億3,832万3,602円となり、収支不足額17億4,151万628円については平成19年度の歳入を財源とした繰上充用により、決算を了したものであります。

土地取得事業につきましては、歳入・歳出総額ともに、35万9,019円と

なりました。

老人保健事業につきましては、歳入総額209億7,988万5,680円に対し、歳出総額210億4,674万4,337円となり、差引き6,685万8,657円の歳入不足となりましたが、これは概算交付制度の中で支払基金交付金及び道支出金は超過交付されたものの、国庫支出金で不足を生じたためであり、平成19年度の精算見込額を財源として、繰上充用により決算を了しました。

なお、医療給付費は、平成17年度と比較して4.8パーセント減の204億8,772万8,621円となりました。

住宅事業につきましては、歳入・歳出総額ともに、13億5,768万4,543円となりました。平成18年度にはオタモイ住宅2号棟の建替工事に着手したほか、祝津・真栄改良住宅の改良工事などを行いました。

簡易水道事業につきましては、歳入・歳出総額ともに、1億4,172万4,545円となりました。

介護保険事業につきましては、歳入総額120億8,194万693円に対し、歳出総額117億864万535円となり、差引き3億7,330万158円の剰余金を生じました。この剰余金のうち1億7,057万4,201円は国・道支出金及び支払基金交付金の超過交付によるものであり、平成19年度に精算することとなります。また、42万9,420円は被保険者への還付金であり、366万1,000円は繰越明許により平成19年度に繰り越された事業に充当することとし、残る1億9,863万5,537円は介護給付費準備基金へ積み立てることといたしました。

融雪施設設置資金貸付事業につきましては、歳入・歳出総額ともに、3億9,127万4,436円で、新たに73件の貸付けを行いました。

なお、平成12年度から始めた本貸付制度は、平成18年度までに817件の貸付けを行い、制度の役割を一定程度果たしたと考えられることなどから、平成18年度をもって本貸付制度及び特別会計を廃止いたしました。

産業廃棄物処分事業につきましては、廃棄物最終処分場第2期拡張整備事業完

了後に同処分場において処分される産業廃棄物に係る歳入・歳出について経理するため、平成18年度に特別会計を設置したものであります。

初年度は、歳入・歳出総額ともに1,099万7,700円で第2期拡張事業の実施設計等を行いました。

物品調達事業につきましては、歳入・歳出総額ともに、568万8,892円となり、事務用品の効率的な調達に努めたところであります。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、患者数の減に伴い入院及び外来収益とも減少したことにより純損失を生じ、依然として厳しい経営環境にありますが、経営の健全化を図るため、より一層努力してまいりたいと考えております。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は入院及び外来収益の減などにより3億6,800万34円の減収となり、支出では給与費、材料費などの減により2億4,255万9,518円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債の減などにより4,529万5,116円の減収となり、支出では建設改良費などで4,584万9,746円の不用額を生じました。

次に、損益計算書におきましては、収益総額95億4,378万632円に対し、費用総額101億5,518万8,776円となり、差引き6億1,140万8,144円の当年度純損失を生じました。

また、当年度未処理欠損金は73億374万4,492円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

水道事業につきましては、維持管理費などの経費節減に努めた結果、平成18年度においても単年度で純利益を計上することができました。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は水道料金などの増により2,425万3,922円の増収となり、支出では維持管理費などで6,787万7,319円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減により308万7,495円の減収となり、支出では建設改良費などで362万4,030円の不用額を生じました。

次に、損益計算書におきましては、収益総額31億3,844万8,358円に対し、費用総額は30億1,400万2,666円となり、差引き1億2,44万5,692円の当年度純利益を生じました。

また、当年度未処理欠損金は13億702万1,495円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

下水道事業につきましては、公衆衛生の向上と生活環境の整備を図るため、事業の推進に努めている中、国の下水道事業に係る財政措置の見直しに伴い、新たに創設された起債を導入したことなどから、平成15年度から発生していた年度末資金不足は解消され、5,238万8,789円の年度末資金余剰を生じました。今後も効率的な事業の執行及び維持管理費等の経費の節減のほか、低金利の企業債への借換えなど、収支改善に向け、より一層努力してまいりたいと考えております。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は下水道使用料などの増により286万3,216円の増収となり、支出では維持管理費などで9,667万9,621円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債の借入れの減などから5,535万2,794円の減収となり、支出では建設改良費、貸付金などの減により3,73万1,729円の不用額を生じました。

次に、損益計算書におきましては、収益総額37億4,483万5,561円に対し、費用総額は37億9,617万3,169円となり、差引き5,133万7,608円の当年度純損失を生じました。

また、当年度未処理欠損金は109億2,377万135円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、建物の解体工事等から排出される「が

れき類」等の搬入量の増などから営業収益が前年度に比べ増加し、引き続き単年度純利益を計上することができました。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は745万3,873円の增收となり、支出では1,154万5,511円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、建設改良費で150万4,500円が不用額となりました。

次に、損益計算書におきましては、収益総額1億5,454万6,062円に対し、費用総額1億1,110万178円となり、差引き4,344万5,884円の当年度純利益を生じました。

また、当年度未処分利益剰余金1億8,955万5,496円のうち、300万円を利益積立金として、2,764万6,622円を一般会計貸付金として、残額を翌年度繰越利益剰余金として、それぞれ処分する予定であります。

なお、国民健康保険事業、融雪施設設置資金貸付事業及び病院事業につきましては、一般会計からの借入金の会計処理について見直しを行ったところであります。

次に、議案第22号から議案第32号までについて説明申し上げます。

議案第22号 小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、再度の育児休業の適用範囲を拡大するとともに、職務復帰後における号俸の調整規定を改正するほか、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正等を行うものであります。

議案第23号 小樽市職員の給与控除に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、郵政民営化による簡易生命保険法の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第24号 小樽市職員恩給条例等の一部を改正する条例案につきましては、恩給法等の一部改正に準じ、遺族年金に係る加算額を改定するとともに、恩給年額の改定方式及び転給制度の見直しを図るほか、所要の改正を行うものであります。

ります。

議案第25号 小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案につきましては、雇用保険法等の一部改正に伴い失業者の退職手当の受給資格要件を変更するとともに、退職手当の調整額の区分を変更するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第26号 小樽市手数料条例及び小樽市温泉法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、温泉法の一部改正に伴い、温泉利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第27号 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、平成19年度における財政原則の特例措置に係る一般会計繰入金の額を変更するものであります。

議案第28号 小樽市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、都市計画法等の一部改正に伴い、特別用途地区として大規模集客施設制限地区を設け、その地区内において建築してはならない建築物を定めるとともに、既規制地区における建築制限を追加するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第29号 小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資条例の一部を改正する条例案につきましては、住宅金融公庫法施行令の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第30号 小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案につきましては、係船岸壁の係離作業以外の使用に係るひき船使用料を設けるものであります。

議案第31号 小樽市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、雇用保険法の一部改正に伴い失業者の退職手当の受給資格要件を変更するとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い部分休業の定義規定を改正するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第32号 小樽市消防団条例の一部を改正する条例案につきましては、消防団長の任期を定めるとともに、消防団員の任用要件を緩和するほか、解職年齢の引上げなど所要の改正を行うものであります。

議案第33号 小樽市土地開発公社定款の変更につきましては、郵政民営化による郵便貯金法の廃止に伴い、所要の変更を行うため、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおりご可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。